

「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域（案）」
に対する意見と市の考え方

【概要】

- ・パブリックコメント募集期間：令和6年7月8日～令和6年8月8日
- ・意見提出方法：直接持ち込み、郵送、ファクス、電子メール、電子申請総合窓口
- ・提出人数：2人
- ・意見件数：2件

No.	意見	市の考え方
1	岡崎市全域が規制区域に指定されることは、盛土規制法の背景や主旨や愛知県の区域案と足並みを揃えることを鑑みるとやむを得ない判断かと思えます。 ただ、従来の規制区域と比較して相当の区域拡大となるため、当然に規制対象（＝申請対象）となる行為も増加することは明らかです。 物件数が増えればそれだけ審査に要する期間が増えてしまうことは想像に難しくなく、許可が遅くなることによる民間事業への影響を危惧するところですが、今まで通りの審査期間で対応していただけたと考えてよろしいのでしょうか。	現状、宅地造成工事許可申請の標準処理期間は、申請受理から30日とご案内しています。新たな規制区域指定後も、現状の処理期間にて事務処理を進めていくものとして予定していますが、許可申請件数等の増加が想定されるため、標準処理期間については、必要に応じて見直すことも考えられます。その際は、改めてご案内させていただきます。
2	町内において盛土を行っている場所があり、おおよそ2000平方メートル超、高さは2mほどの相当な土砂量である。盛土は継続されており、盛土量は更に増える可能性が高い。盛土側面には土砂流出対策がされてなく崩壊の懸念があり、崩壊すれば町内や道路に被害が及ぶ危険性がある。そのような被害を未然に防ぎ、被害者が出るのを避けるべく、以下の規制等を要望する。 ①施工できる面積を制限（〇〇平方メートル未満） ②施工できる盛土高さ（〇メートル未満）や位置（道路から〇メートル以上離す等）を制限 ③盛土側面に土砂流出防止工事の施工を義務付け ④盛土内に産業廃棄物が埋設されている可能性があるため、市の立会いの下、盛土部分を掘削し写真撮影にて確認すること ⑤盛土の上部への追加盛土の禁止 ⑥盛土工事について地元説明を求めその同意を得ること	指定区域案に対する直接の御意見ではありませんが、御意見を踏まえ、法の適正な執行に努めて参りたいと考えております。また、規制内容等については、盛土規制法において、規制対象となる盛土等の規模や工事における技術的基準等及び条例により規定できる事項が定められおり、以下のように考えております。 ・①、②について、施工面積や施工高さについて制限できる規定はありません。 ・③について、法令に技術的基準が規定されています。 ・④について、廃棄物規制等の環境担当部局と情報共有を行い、連携体制の構築に努めます。 ・⑤について、許可の要否は、個々のケースにより判断することとなりますが、一体的な盛土と判断される場合には規制対象になり得ます。 ・⑥について、許可申請の際に周辺住民や町内会に対し説明会等の事前周知を行うことが規定されていますが、同意を得ることに関する規定はありません。 なお、個別事案に関する内容は、直接、建築指導課までご相談願います。

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります。